

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第52号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有料公園の定期利用) 第10条 略</p> <p><u>(有料公園を回数券により利用する場合の入園料)</u> 第10条の2 条例別表第2の5(1)の表に規定する規則で定める額は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(入園料の免除) 第10条の3 略</p> <p>第10条の4～第10条の6 略</p> <p>(栗林公園の駐車場の使用料) 第13条 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、<u>別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料) 第20条 条例別表第2の5(2)の表瀬戸大橋記念公園の項に規定する規則で定める使用料は、<u>別表第4のとおりとする。</u></p> <p>別表第1 (第1条の2関係) 略</p> <p>別表第2 (第10条の2関係)</p>	<p>(有料公園の定期利用) 第10条 略</p> <p>(入園料の免除) 第10条の2 略</p> <p>第10条の3～第10条の5 略</p> <p>(栗林公園の駐車場の使用料) 第13条 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料) 第20条 条例別表第2の5(2)の表瀬戸大橋記念公園の項に規定する規則で定める使用料は、<u>別表第3のとおりとする。</u></p> <p>別表第1 (第1条の2関係) 略</p>

回数券の種類	金額
一般（個人利用の11回分）	4,000円
中学校の生徒及び特別支援学校の中学部の生徒並びに児童（個人利用の11回分）	1,700円

別表第3（第13条関係）

略

別表第4（第20条関係）

略

別表第2（第13条関係）

略

別表第3（第20条関係）

略

有料公園入園証交付申請書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所及び氏名 ㊤
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

有料公園の入園証の交付を受けたいので、香川県都市公園規則第10条の3第3項の規定により申請します。

	住 所	氏 名
有料公園の入園証の交付を受ける者の住所及び氏名		
交付を受ける理由	都市公園法第5条第1項 } の規定により許可を受けた者である 都市公園法第6条第1項 } ため	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

有料公園入園証交付申請書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所及び氏名 ㊤
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

有料公園の入園証の交付を受けたいので、香川県都市公園規則第10条の2第3項の規定により申請します。

	住 所	氏 名
有料公園の入園証の交付を受ける者の住所及び氏名		
交付を受ける理由	都市公園法第5条第1項 } の規定により許可を受けた者である 都市公園法第6条第1項 } ため	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

冊号 有料公園入園料免除申請書 年 月 日 所長 殿 申請人 住 所 氏 名 ㊟			
次により入園したいので入園料を免除してください。			
目 的			
団 体 名			
引 率 者 (代 表 者) 職 氏 名		人 員	
入 園 年 月 日	年 月 日	時から	時まで
次の条項により免除してよろしいでしょうか。			
1 香川県都市公園規則第10条の3第1項第8号ア該当 2 香川県都市公園規則第10条の3第1項第8号イ該当 3 香川県都市公園規則第10条の3第1項第8号ウ該当			
決 裁	所 長	総課 務長	担 当

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

冊号 有料公園入園料免除申請書 年 月 日 所長 殿 申請人 住 所 氏 名 ㊟			
次により入園したいので入園料を免除してください。			
目 的			
団 体 名			
引 率 者 (代 表 者) 職 氏 名		人 員	
入 園 年 月 日	年 月 日	時から	時まで
次の条項により免除してよろしいでしょうか。			
1 香川県都市公園規則第10条の2第1項第8号ア該当 2 香川県都市公園規則第10条の2第1項第8号イ該当 3 香川県都市公園規則第10条の2第1項第8号ウ該当			
決 裁	所 長	総課 務長	係

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

册号

有料公園入園料減額申請書

年 月 日

所長 殿

申請人 住所
氏名 ㊟

次により入園したいので入園料を減額してください。

目 的			
団 体 名 等			
引 率 者 等 職 氏 名	人 員		
	通常料金		
入 園 年 月 日	年 月 日	減額料金	
香川県都市公園規則第10条の4第1項第1号に該当する者であるので減額してよろしいでしょうか。			
決 裁	所 長	総課 務長	担 当

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

册号

有料公園入園料減額申請書

年 月 日

所長 殿

申請人 住所
氏名 ㊟

次により入園したいので入園料を減額してください。

目 的			
団 体 名 等			
引 率 者 等 職 氏 名	人 員		
	通常料金		
入 園 年 月 日	年 月 日	減額料金	
香川県都市公園規則第10条の3第1項第1号に該当する者であるので減額してよろしいでしょうか。			
決 裁	所 長	総課 務長	係

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 改正前の第14号様式、第15号様式及び第16号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。